



島根県報

令和8年7月31日（金）

号外 第 8 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第463号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	宍道停車場 線	松江市宍道町宍道872番 7地先から同番8地先 まで	前	メートル 9.80～ 10.00	メートル 29.15	松江県土整備 事務所	管理境界の決定
		松江市宍道町宍道875番 1地先から同872番8地 先まで	後	メートル 9.80～ 20.80	30.85		

島根県告示第464号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	宍道停車場線	松江市宍道町宍道875番1地先から同 872番8地先まで	メートル 30.85	令和8年 7月31日	松江県土整備 事務所	